

2012. 12. 18 : 平成 24 年第 5 回定例会 (第 4 日)

○19 番 (楠 正信) 登壇 私は公明党福岡市議団を代表して、特定外来生物の対策について、本市の文化芸術の振興について質問いたします。

最初に、特定外来生物の対策についてです。

外来生物とは、もともとその土地にはいなかったものが、人間の生活によって他の土地からやってきた生物を指します。日本の野外に生息する外来生物の数は、2,000 種類以上とも言われています。人間が故意に持ち込んだかどうかにかかわらず、日常的に外国からやってきます。荷物などに紛れて入ってきたセアカゴケグモもその一例なのです。外来生物法が制定され、生態系などに被害を与える生物を特定外来生物として指定し、被害の防止や駆除に取り組むことになっています。

福岡市には、この特定外来生物がどこにどれくらい侵入しているのか、植物を除く特定外来生物の本市の生息状況をお示しください。また、その駆除対策はどのようになっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

有害生物駆除の専門組織、日本ペストコントロール協会の方々に、特定外来生物による害を防ぐためには何が重要であるか、お話を伺ってきました。重要項目は、定期的な生息調査を実施すること、市民に対する情報公開を徹底することの 2 点でありました。

先日、セアカゴケグモ対策行動計画が本市で発表されましたが、この重要項目に当たる啓発、広報の推進と生息域の拡大防止の 2 点について、本当にセアカゴケグモから市民を守ることができるのか、内容をお尋ねしてまいります。

まず、広報の推進の中で、ホームページにおいて日付とセアカゴケグモ発見場所を公表されていますが、その場所で一度に複数発見されたり、同じ場所で何回も発見されたりという発見数の合計が情報として記載されておりません。これは市民にとっても大事な情報となってきます。なぜ記載されていないのか、お尋ねをいたします。

また、9 月から 11 月に行われた住宅供給公社による市営城浜住宅、香椎浜住宅のセアカゴケグモ駆除の内容も、9 月から 11 月分の発見場所情報に記載されておりません。なぜ記載されていないのか、その理由をお聞かせください。

そして、この 9 月から 11 月に行われた市営城浜住宅、香椎浜住宅におけるセアカゴケグモの駆除内容のうち、雌の発見個体数、卵のうの発見個体数をおのおのお示しください。

2 点目は、生息域の拡大防止のための計画行動であるモニタリングポイントの設置についてです。

モニタリングポイントとは、セアカゴケグモの生息状態を調べる定期的な定点調査であると聞いておりますが、それは、いつから、どの場所で、誰が定点調査を始めるのか、調査内容も含めてお尋ねいたします。

生息域の拡大防止のために重要なのは、今までの情報の収集です。平成 19 年 10 月、セ

アカゴケグモ発見当初の対応として保健福祉局から発表された定期的に生息調査を実施するとの項目は、その後どのような報告として情報集積されていったのか、具体的にお示しください。

次に、本市の文化芸術の振興についてです。

文化芸術の振興は、市民生活やまちづくりの取り組みを活性化させ、新しい魅力に満ちた文化芸術都市として生まれ変わる可能性を秘めています。本市も福岡市文化芸術振興ビジョンを策定し、文化芸術のまちづくりを5つの施策方針として掲げ、事業を進めておられます。

先月11月、ソビエト連邦崩壊という国家動乱の中から、破綻寸前の文化事業を再生させたロシア・マリインスキー劇場のゲルギエフ芸術総監督という方が来日され、その記者会見のニュースを拝見しました。ゲルギエフ芸術総監督という方がどのような方かは存じ上げませんが、消え去ろうとしている劇場やオーケストラを命がけで守り、人間としての尊厳を取り戻す、激しい闘いの強い言葉が印象に残りました。同時に、衰退していく文化をもとに戻す困難さも伝わってきました。監督は最後に、どこの国においても、まず、将来の担い手である子どものことを考えるべきだと思いますと会見を結ばれていました。

文化芸術を次の時代に継承していくための子どもたちや若者への支援事業は、どこの都市においても重点的な事業となっていきます。福岡市の文化芸術振興ビジョンの施策方針のうち、未来の担い手である子ども達への重点的な取り組みがどのように推移しているのか、文化芸術に直接触れる体験や鑑賞の振興事業、4事業に絞りお尋ねいたします。

まず、芸術家が出向いて、子どもたちに表現活動などに取り組めるプログラムを提供する子ども達芸術活動事業の実施学校数と成果を、今年度と3年前の比較でお示しください。

次に、小中学生がすぐれた芸術文化に気軽に触れ、親しむ機会をつくる芸術交流宅配便事業の実施学校数と成果を、今年度と3年前の比較でお示しください。

次に、平成23年度から始まった乳幼児向け演劇、人形劇、コンサートなど、子どもと保護者の目の前でプロが演ずる、はじめての芸術との出会い事業の参加親子数と成果を、今年度と平成23年度の比較でお示しください。

次に、市立中学生、高校生を対象に、博多座での観劇機会を提供する博多座観劇優待事業の参加学生数の合計と福岡市の負担額を、平成23年度と3年前の比較でお示しください。

先日、福岡の文化の向上に多大の功労があった方を表彰する福岡市文化賞、福岡市民文化活動功労賞の表彰式に参加をさせていただきました。受賞者の方の、お一人お一人のお話を伺い、一流の方は見えないところで努力をされているということ、また、郷土の文化芸術は人目につかない場所で支えられているということを改めて認識させられました。そして、まだまだ、表彰、顕彰に値する方はたくさんいらっしゃるのではないかと気づかされました。

今年度は3名の方の受賞でしたが、今まで何人の方々が受賞されてきたのか、5年間の推移をお示しください。また、受賞者への賞金の総額も年度ごとにお示しください。

公明党が推進し、平成13年、文化芸術振興基本法が制定された後、地域の特色を生かした文化振興によるまちづくりと文化行政の目指す方向性を定めた自治体独自の文化芸術振興条例の制定が進められてきています。政令市、中核市における条例の制定状況をお示しください。

また、福岡市文化芸術振興ビジョンと各都市が制定している文化芸術振興条例との違いは何なのか、お示しください。

以上で1回目の質問を終わり、2回目以降は自席にて行います。

○副議長（大石修二） 荒瀬環境局長。

○環境局長（荒瀬泰子） 特定外来生物の生息状況につきましては、福岡市で毎年実施しております自然環境調査に加えまして、平成19年度、20年度に外来生物の生息状況調査を実施いたしました。植物を除く特定外来生物は、現在93種指定されておりますが、福岡市が平成19年度、20年度に行った調査では、魚類ではブラックバス、カダヤシ、ブルーギル、両生類ではウシガエル、クモ類ではセアカゴケグモ、哺乳類ではアライグマの6種が確認されております。このうち、セアカゴケグモは東区の臨海部で、アライグマは早良区山間部で、魚類、両生類は市内全域で確認されておりますが、生息数については把握いたしておりません。

次に、特定外来生物につきましては、平成16年度に制定されました特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律、いわゆる外来生物法において、その飼育、栽培、保管、運搬、輸入などが規制されております。特定外来生物による生態系に係る被害が生じるなど、被害の発生を防止する必要があるときには、国や地方公共団体等が防除を行うことと規定されておりますので、必要に応じまして関係局等で対策を講じることとなっております。以上でございます。

○副議長（大石修二） 中島保健福祉局長。

○保健福祉局長（中島淳一郎） 特定外来生物の対策についてお答えいたします。

まず、発見情報に発見数の合計が記載されていないことについてでございますが、ホームページでは、セアカゴケグモの発見状況について面的な広がりをも市民へ伝えることで、注意喚起することを目的としているため、新たに発見された場所を順次追加していく形で掲載しております。したがって、一度情報提供した場所において、その後、再び発見され駆除等を行っても、合計数として掲載していないところでございます。

次に、10月、11月に行われた住宅供給公社による市営城浜住宅、市営香椎浜住宅のセアカゴケグモ駆除の内容がホームページに記載されていない理由につきましては、新たな発見場所を掲載することとしているため、両住宅での駆除については掲載していなかったも

のでございます。

また、駆除につきましては、市営城浜住宅では、9月から10月に実施し、雌533匹、卵のう428個を、市営香椎浜住宅では、10月から11月に実施し、雌218匹、卵のう289個を発見し、駆除いたしております。

次に、定点調査につきましては、現在、調査地点として既にセアカゴケグモが発見されている場所で不特定多数の市民が訪れる場所の中から、アイランドシティ中央公園及びみなと100年公園を念頭に検討を行っているところでございます。調査開始時期及び調査内容につきましても、早急に詳細を決め、平成25年の早い時期に着手したいと考えております。

最後に、平成19年10月30日のセアカゴケグモ発見当初の対応でございますが、11月2日に副市長以下、関係部局長会議及び関係課長会議を開催し、発見場所を中心とする駆除及び定期的な生息調査の実施、周辺事業者や市民への注意喚起、情報提供を行うことを決定しております。

また、定期的な生息調査に関する内容でございますが、平成19年11月4日に専門業者による駆除を実施した後、14日、22日、28日と、週1回調査を実施し、29匹のセアカゴケグモ及び卵のうの駆除を行っております。

また、翌12月は2週間に1回の調査を行ってございましたが、新たな発見がなかったことから、平成20年1月以降は毎月1回実施するコンテナターミナルの巡回点検の中で対応するに至ったとの報告を受けております。以上でございます。

○副議長（大石修二） 永渕経済観光文化局長。

○経済観光文化局長（永渕英洋） 文化芸術振興についての御質問にお答えします。

まず、福岡市文化芸術振興財団が実施している子ども達芸術活動事業についてであります。今年度は11月末現在で3校において、また、平成21年度は10校において実施しております。参加した子どもからは、これまでに体験したことがないことができてよかった、先生からは、相手を理解しようとする気持ちや姿勢が育ったなどの感想をいただいております。

次に、福岡市文化芸術振興財団が実施している芸術交流宅配便事業についてであります。今年度は11月末現在で22校において、また、平成21年度は9校において実施しております。参加した子どもたちからは、ふだん触れることのない和楽器をたたいてうれしかった、大人になったら世界を回っているいろいろな楽器を知りたいなどの感想をいただいております。

次に、福岡市が実施している、はじめての芸術との出会い事業についてであります。今年度は100組が、また、平成23年度は105組の親子が参加しております。参加した保護者からは、乳幼児がいても気兼ねなく参加できてよかった、小さい子どもが集中して舞台

を見ていることに驚いたなどの感想をいただいております。

次に、福岡市と博多座が共同で実施している博多座観劇優待事業についてであります。平成23年度は827人の中高生が観劇し、福岡市は87万円余を負担しております。平成20年度につきましては、757人の中高生が観劇し、福岡市は135万円余を負担しております。

次に、福岡市文化賞と福岡市民文化活動功労賞につきましては、両者を合わせまして、平成24年度は受賞者が3人、賞金総額は90万円、平成23年度は受賞者が3人、賞金総額は90万円、平成22年度は受賞者が5人、賞金総額は250万円、平成21年度は受賞者が4人と1団体、賞金総額は250万円、平成20年度は受賞者が5人と1団体、賞金総額が300万円でございます。

最後に、文化芸術振興条例の制定状況につきましては、政令市では19都市中5都市が、中核市では41都市中9都市が条例を制定しております。福岡市文化芸術振興ビジョンと各都市の条例の違いにつきましては、双方とも文化芸術の振興という目的を達成するために、基本理念などを定めているなど、大枠は同じでございます。このほか、本市のビジョンでは、基本目標、施策体系などを記載しており、一方、各都市の条例では、行政、市民、事業者の責務や、行政が財政上の措置を講ずることに努める旨などを定めている場合が多いようございます。以上でございます。

○副議長（大石修二） 楠正信議員。

○19番（楠 正信） 最初に、特定外来生物の対策についてです。

港湾エリアを持つ他都市でも、セアカゴケグモ対策に取り組んでおられます。名古屋市では、セアカゴケグモの生息調査を保健部局の生活衛生センターが行っております。平成20年、名古屋市港湾エリアでセアカゴケグモが多数発見されてから、名古屋市では、第3火曜日と日にちを決めて毎月定点調査を行い、それを4年間継続させています。雄、雌、成体、幼体、卵のうと分類し記録され、データ化されることにより、雌が卵を生む場所と雄と幼体の生息場所が違ってくるようになってきています。生態も効果的な駆除方法もわからない外来生物に対する定点調査は、その場所と時期と発見数によって分析が可能となってきます。名古屋市の定点調査のデータ分析によると、1年の中で11月に一番発見数が増加し、卵のうの発見数も同様の傾向が見られることから、この時期、11月に重点的な防除、駆除を実施すると一番効果が上がるということもわかってきました。

1回目でお答えいただいたように、福岡市における平成19年10月、最初のセアカゴケグモ発見時に行われた本格的な生息調査は、11月、12月の2カ月間だけで終わりました。1月は通常の巡回点検に切りかわり、セアカゴケグモは発見されることはありませんでした。12月はどんな虫でも身を潜め、いなくなります。当時、対策会議を主導した生活衛生課は、港湾関連事業者にセアカゴケグモの調査と駆除を依頼したのにもかかわらず、拡大防止のためのこの2カ月間の駆除記録を手元に残しておりません。春になっても生息調査

を開始しなかった、大事な情報集積のもとである最初の駆除記録も手元に残していなかった、駆除に対する認識不足を当局はまず反省すべきと考えます。

その後、平成20年9月に連続してセアカゴケグモが発見されますが、それでも福岡市は定点調査を行いません。発見されるたびに所管の職員が殺虫剤を片手に駆除する計画性のない一時しのぎに終始します。この初期対応のまずさがセアカゴケグモの福岡市内一帯生息を許してしまったと考えますが、当局の御所見をお伺いいたします。

1回目でお答えいただいたように、ホームページに公表されていない9月から11月に行われた市営城浜住宅、香椎浜住宅でのセアカゴケグモの駆除の数は、合わせて雌751匹、卵のう717個という数に上りました。面的広がりを市民に伝えるのであれば、リアルタイムに近い状態で情報公開されるべきと考えます。情報収集の統制力やスピード感の欠如であると指摘されても仕方ありません。そして、この駆除の数がどのようなセアカゴケグモの生態をあらわしているのか、4年前も同じ場所で駆除を行っていると聞いております。4年前のデータを今回のデータと比較し、分析しながら、正しいセアカゴケグモの生態情報として市民へ公開すべきと考えます。今後の情報収集の改善点も含めて、御所見をお伺いいたします。

また、1回目でのお答えのとおり、生息域の拡大防止の対策は何一つ決まっておられません。駆除とは別物である定点調査は、他都市と同じように保健部局である保健福祉局が担っていくべきです。一日も早く定点調査を開始していただくとともに、データを蓄積している間は、ホームページの日付とセアカゴケグモ発見場所の記載とともに、一度に複数発見されたり、同じ場所で何回も発見されたりと、発見の合計数を今の情報に加えるべきです。この情報が定点調査に近い情報となり、市民の方もおのずとセアカゴケグモの生態がわかってきます。このことは、発見情報を一元的に管理、整理しながら、すぐにでも取り組むことができます。御所見をお伺いいたします。

1回目でお答えいただいたように、特定外来生物の本市への侵入はセアカゴケグモだけではないことがわかりました。水産資源に直接的な影響を与える魚ブルーギルは、福岡市全域に広がっています。また、農作物を食い荒らすアライグマの生息も福岡市で確認されています。アライグマの全国被害額は昨年3億円を上回り、福岡県だけでも1,300万円を超える被害が出ています。環境局、福岡市内の調査によると、自動撮影の写真に映し出されたアライグマは1頭ですが、足跡の判別結果からは、同時期に複数のアライグマが福岡市に生息、存在しています。アライグマはかわいいアニメ、ラスカルを想像しがちですが、農作物被害とは別に、ふん便を通じて外界に放出される回虫症や、かまれることによる狂犬病の、人への健康被害も懸念されています。名古屋市、横浜市では、平成17年のアライグマ発見から急速に繁殖し、アライグマの家屋への侵入被害が増加しています。横浜市では、平成21年から平成23年の3年間で676頭の捕獲が行われ、捕獲する費用を市が負担するまでになっております。

福岡市の家屋侵入被害も時間の問題であり、どの部局が対策を講じていくのか。また、

この環境局の外来生物調査も4年前のものであり、実態把握のための体制も初期対応の体制も新たに構築しなくてはならないと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、本市の文化芸術の振興についてです。

福岡市文化賞、福岡市民文化活動功労賞の受賞者は、お答えいただいたとおり、年々受賞者が減少し、5年前と比べると6人から3人へと半分になりました。しかも受賞者お一人への賞金そのものが、平成23年度より50万円から30万円に減額され、賞金総額は5年前の3分の1以下になっています。賞金の減額があるのであれば、若い人材発掘のための新人賞などを新しく設ける必要があるのではないかと考えます。

表彰制度は、文化芸術振興の中心的な役割を持ち、その表彰の形が所期の目的に沿ったものになっているのか、検討と見直しが必要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

81項目の行財政改革プランが発表され、文化芸術の振興に対する個別の項目も今から検討が行われることになっておりますが、既に3年前と比較しても、あらゆる事業が縮小しているのがわかります。1回目でお答えいただいたように、子ども達芸術活動事業については、わずか3年の間でも学校数は3分の1の3校に減少しています。福岡市立学校227校中、わずか3校での実施であり、未来の担い手である子どもたちへの重点的な取り組みとは当然呼べません。

同じく、小中学生が優れた芸術文化に気軽に触れ、親しむ機会をつくる芸術交流宅配便事業は、9校から22校と増加しておりますが、3年前には能楽体験、文楽公演などが別枠で実施されており、地域数を含むと18校ですので、それでもトータルでは少しふえています。しかし、能楽体験や文楽公演がなくなり、予算は縮小しております。

乳幼児と保護者のための、はじめての芸術の出会い事業においては、参加親子数は横ばいでありましたが、本物の舞台との出会いにより豊かな感受性が育まれると、この事業は大変好評であり、参加できない多くの希望者に公演回数が応え切れていないのが現状であります。

博多座の観劇優待事業においても、お答えいただいたように参加学生数はほぼ横ばいですが、福岡市の負担額は減少しております。

この4事業が、現在、福岡市にある子どもたちの舞台芸術に直接触れる体験や鑑賞を支える事業の全てであります。表彰制度にしても、文化芸術に親しむ子どもたちへの事業にしても、予算が薄く広がっていることにより効果が実感できず、市民に見えにくくなっている現状があると考えます。

そこで、現在、政令市5つの都市が制定している文化芸術振興条例が注目されるのです。各都市が制定している文化芸術振興条例と本市の振興ビジョンとの違いは、先ほどお答えいただいたように、振興条例は自治体や市民の責務、そして、財政上の措置などを定めています。文化芸術の振興のための事業を推進する上での役割分担を明確にしています。その自治体の文化振興に対する覚悟と決意が振興条例の文面となってくるのです。

平成18年4月に条例を施行した京都市にお話を伺ってきました。なぜ、1200年を超え

る悠久の歴史を有しながら、わざわざ京都文化芸術都市創生条例をつくられたのか。その理由は、文化芸術の東京への一極集中、若い世代の人たちの京都のまちへの誇りの低下、京都で文化芸術を学んだ人が京都にとどまらず、他の都市に流れてしまっている、そういった事実が条例制定の動きとなっていました。

平成18年4月、条例施行から1年たらず、平成19年3月、文化芸術都市創生計画を策定し、今まで全てを網羅していたプランづくりをやめ、その計画は重点項目を5つ決定し、5年間で全て取り組んでいくという期限付きの計画でした。計画どおり5年で重点項目を達成し、発展的解消と継続項目に分けられた推進計画の改訂版が、平成24年、本年3月に完成していました。当然、京都市も行財政改革の真っただ中で、文化予算は毎年削られています。このスピード感と集中と選択の中、肌で感じる文化芸術の振興策が進められていました。

実例を紹介します。繁華街にあった立誠小学校という小学校が統廃合で廃校となりましたが、すぐに風俗店が立ち並び、以前のまち並みが変わってしまいました。防犯的にも、このままではもとのまちが死んでしまうと近隣の方々の強い要望を受け、この小学校に文化芸術のセンター機能を持たせるモデル事業を3年間の重点政策として実施されました。廃校になった小学校を教育第2施設として登録し直し、落語、演劇、映画、コンサートを次々に開催。文化のまちに変貌し、まちは生まれ変わりました。

このように、的確な手を打つことができるのは、毎年の事業を評価するための審議会を条例で義務づけているからであります。条例に定められた役割の明確化、事業の評価により、限られた予算の中でも、効果の出る振興策を打つことができるのです。福岡市も万葉の歴史漂う文化芸術都市のまちづくりのための文化芸術振興条例の策定に向けた検討に入るべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○副議長（大石修二） 中島保健福祉局長。

○保健福祉局長（中島淳一郎） 特定外来生物の対策についてお答えいたします。

まず、19年から20年当時の初期対応のまずさがセアカゴケグモの市内生息を許してしまったのではないかというおただしについてですが、セアカゴケグモ対策の初期対応につきましては、平成20年に多数のセアカゴケグモが発見されたこと等を踏まえすと、最初に発見されたときに、より広範囲にわたって、また、継続的に調査を実施するなど、さらなる対策もとり得たのではないかと考えております。今後のセアカゴケグモ対策におきましては、駆除作業にとどまらず、生息状況を詳細に分析し、適切に対応してまいります。

次に、セアカゴケグモの駆除に関する情報の分析、収集や公開についてでございますが、発見、駆除した個体数のデータは、蓄積することによってセアカゴケグモの生態を知る上で貴重な情報になるものと考えております。したがって、発見、駆除に関する情報は、継続して収集していくとともに、蓄積した情報につきましては、比較、分析を行った上で

公開してまいりたいと考えております。

最後に、発見情報の一元管理についてでございますが、御指摘のとおり、発見の合計数は市民への注意喚起や啓発のために有用な情報でございますので、保健福祉局において情報を一元的に取りまとめ、公表してまいります。また、公表に当たっては、同一場所での発見情報や駆除個体数とあわせて、発見場所の状況や個体数の増減動向など、セアカゴケグモの生態につきましても、可能な限り市民への情報提供に努めてまいります。以上でございます。

○副議長（大石修二） 荒瀬環境局長。

○環境局長（荒瀬泰子） アライグマの対応につきましてお答えいたします。

環境局において、毎年、分野ごとに自然環境調査を実施しておりますが、その中で特定外来生物につきましても、生息状況の把握に努めているところでございます。本年度は、哺乳類調査を実施しており、アライグマの生息状況についても、現在把握に努めているところでございます。

調査結果におきまして、人の生命、身体、農作物、水産物や生態系の被害が考えられる種が確認された場合は、おのおの関係部局及び各区役所に情報提供を行い、必要に応じて対策を講じていただくことといたしております。以上でございます。

○副議長（大石修二） 永渕経済観光文化局長。

○経済観光文化局長（永渕英洋） 文化芸術振興についての御質問にお答えいたします。

まず、表彰制度についてでございますが、福岡市文化賞及び福岡市民文化活動功労賞は、市民を対象とした文化芸術に関する顕彰事業の中で最上位に位置づけられており、これまで162人、22団体を表彰してまいりました。両賞を受賞された方々は、福岡市の文化芸術の振興に多大な功績を上げられており、贈呈式にあわせて、受賞者による講演会の実施や、市民と交流する場の設定などの取り組みを行ってまいりました。芸術を中心とした本市の文化の向上、発展に貢献し、特にその功績が顕著な個人、団体や、福岡の市民文化を育てる諸活動に努め、潤いのあるまちづくりに貢献し、特にその功績が顕著な個人、団体を表彰するという両制度の趣旨に沿いながら、すぐれた活動を行った個人、団体を顕彰してまいりたいと考えております。

次に、文化芸術振興条例の制定に向けた検討についてでございますが、福岡市文化芸術振興ビジョンは、今後の文化芸術政策に当たっての基本的な考え方を示すとともに、広範な領域にわたる文化芸術に関する具体的な施策、事業展開のよりどころとなる指針であり、本市が文化芸術振興に取り組む姿勢を示したものでございます。このビジョンにつきましては、本年度後半に具体的な施策、事業展開に関して外部の有識者の意見もいただきなが

ら評価を実施することを検討しております。

一方、国において平成13年度に策定された文化芸術振興基本法に加えて、本年度には劇場、音楽堂等の活性化に関する法律も施行され、文化芸術の振興における地方公共団体の責務、役割などがより明確になってきております。このような状況を踏まえ、文化芸術振興条例の必要性について検討してまいります。以上でございます。

○副議長（大石修二） 楠正信議員。

○19番（楠 正信） 最初に、特定外来生物の対策についてです。

2回目でお答えいただいたように、本年度、哺乳類調査の中でアライグマの生息調査も把握されるということでした。ぜひ、生息調査を公表していただき、家屋侵入の被害が出たとき、その対策はどの部局が進めていかれるのか、お答えのない部分を明確にさせていただくよう要望しておきます。

今回、質問にするに当たり、外来生物駆除の民間事業者4社にお話を伺ってきました。大変な情報量です。本市におけるセアカゴケグモ駆除の民間事業者への委託が財政的に厳しいのであれば、民間駆除業者のノウハウ、現場での豊富な経験を福岡市は謙虚に真摯に学ぶべきです。また、他都市が取り組んでいるセアカゴケグモ対策などの情報を利用すべきです。市民の命を守るためなら、全ての情報源に貪欲に反応し、研究すべきと考えます。セアカゴケグモ対策行動計画が事実の上で実行されるよう、市長はみずから陣頭指揮をとるべきであると思います。

最後に、高島市長の御所見をお伺いして、この質問を終わります。

次に、本市の文化芸術の振興についてです。

2回目の回答で、文化芸術振興条例の必要について検討するとの回答をいただきました。ぜひとも政令市6番目の文化芸術振興条例制定都市となっていくことを念願し、後押しをしていきたいと思っております。

また、次の時代を担う子どもたちへの文化芸術の体験事業をさらに広げ、充実させていきたいと思っております。

子どもたちが伝統芸能の体験を通して、豊かな感受性を育みながら、日本文化の担い手となっていく事業に、子ども歌舞伎というものがあります。主要都市で行われていますが、福岡こそ、この事業に取り組むべき都市だと思っております。博多のまちは、江戸時代、歌舞伎の盛んなまちでありました。博多の芸能の歴史を紹介する福岡県史によると、江戸時代、聖福寺の一角に歌舞伎役者の一座が100人ほどの集落を形成しておりました。博多のまちで盛んに歌舞伎の興行を行い、当時は男も女も子どもも歌舞伎を演じ、人気の演目は、やはり仮名手本忠臣蔵であったそうです。余りの人気ぶり、のぼせぶりで、黒田藩が歌舞伎禁止令を出すほどだったということが記録に残されています。この博多の歴史の上に、子どもたちが実際に歌舞伎を演じる、子ども歌舞伎に取り組んではいかげでしょうか。

国の 100%補助である、文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業を活用し、日本伝統芸能振興会のお手伝いを受けながら、福岡市の新しい文化芸術の体験型事業として進めていくべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

文化芸術は決して敷居が高いものではなく、生活のすぐそばにあり、ふだんに感じるものでなくてはなりません。文化芸術の振興は、そのものの単独の事業ではなく、必ず、まちづくりにつながっていくはずで、厳しい財政状況の中で文化芸術の振興をどのように進め、それを市民の豊かな心と温情あるまちづくりにどのようにつなげていかれるのかを、最後に高島市長にお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（大石修二） 永渕経済観光文化局長。

○経済観光文化局長（永渕英洋） まず、私のほうから子ども歌舞伎についてのお尋ねにお答えします。

子どもたちが伝統ある文化芸術に触れ、その体験をすることは、文化芸術の振興、発展にとって重要なことであると認識しております。子ども歌舞伎につきましては、事業の実施主体や地域住民をどのように巻き込むかなどの課題につきまして検証を行い、その実施の可能性について検討を進めてまいります。以上でございます。

○副議長（大石修二） 高島市長。

○市長（高島宗一郎） セアカゴケグモ対策につきましては、市民の危害の発生を防止して、不安を解消するために取り組むべき重要な課題であると考えております。このために、かまれたときの治療に必要な抗毒素血清について、去る 11 月 15 日に私のほうから厚生労働省の医薬食品局長に対して問題点などを直接指摘して、国での配備などの要望を行ってまいりました。また、市内においては、保健福祉局長をトップとしたセアカゴケグモ対策推進会議を立ち上げて、基本方針に基づいて行動計画を定めたところでございます。

セアカゴケグモには攻撃性はなく、不用意に素手で触らない限りかまれることはありません。万一かまれても、重症化することはまれで、死亡例もございません。さらに、重症化した場合に備えて、福岡市民病院などには抗毒素血清も配備をしております。このセアカゴケグモについては、こういったきちんとした情報を市民に提供して理解していただくことにより、適切に怖がるのが重要であるというふうに考えています。

今後とも、市民への啓発や広報を推進しますとともに、生息の抑制や生息域の拡大防止を図るために、全局区で一丸となって取り組んでいきたいと考えます。

それから、福岡市の文化芸術の振興についてのお尋ねでございますが、福岡市では、ハード的な基盤が整う中で、今後は多くの市民や観光客がまちを楽しむための仕組みづくりが重要でありまして、楠議員からも御指摘のとおり、文化芸術はこれまでも増して大き

な役割を担うものと考えています。このため、市民が身近に文化芸術を享受することができる環境の整備などによって、文化芸術に親しむ人々の裾野を広げることや、創造的な文化芸術活動を行う人々が十分に能力を発揮できるような支援を行っていくことが重要であると考えています。

厳しい財政状況が継続することが予想されている中ではありますが、今後とも、活動者、NPO、企業などと行政が協力、連携し、市民が心豊かに文化芸術を楽しみ、それが観光客にとっての楽しみにもつながる歴史と文化の魅力が人を引きつける都市づくりを進めていきたいと考えます。以上です。